○東広島市障害者日常生活用具等給付事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第305号

改正　平成21年1月23日告示第13号

平成21年8月6日告示第320号

平成22年3月31日告示第105号

平成23年3月23日告示第72号

平成24年3月30日告示第158号

平成25年3月29日告示第127号

平成26年3月31日告示第136号

平成27年3月31日告示第205号

平成27年12月28日告示第612号

令和2年3月31日告示第130号

令和3年3月31日告示第139号

東広島市身体障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(平成7年東広島市告示第92号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　この要綱は、身体障害者、知的障害者、精神障害者又は難病患者(以下「身体障害者等」という。)に対して、日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、又は社会参加を促進するために日常生活用具等(以下「用具等」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(一部改正〔平成21年告示13号・24年158号・25年127号〕)

(定義)

第2条　この要綱において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者(年齢満18歳未満の身体障害児を含む。)をいう。

2　この要綱において「知的障害者」とは、「知的障害者に対する療育手帳の実施について」(昭和49年1月30日福祉第308号広島県民生部長通知)により療育手帳の交付を受けている者(年齢満18歳未満の知的障害児を含む。)をいう。

3　この要綱において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(年齢満18歳未満の者を含む。)をいう。

4　この要綱において「難病患者」とは、特殊の疾病(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第1条に規定する特殊の疾病をいう。)による障害の程度が継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者(年齢満18歳未満の者を含む。)をいう。

(一部改正〔平成25年告示127号・令和3年139号〕)

(給付を行う用具等)

第3条　給付を行う用具等の区分、対象用具、対象者、耐用年数及び基準額は、別表第1のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる者に対して給付する用具等は、それぞれ当該各号に掲げる用具等に限るものとする。

(1) 次条第1項第1号イに掲げる者　頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、点字器、人工喉頭、ストマ用装具等(ストマ用装具及び紙おむつ等をいう。以下同じ。)又は収尿器

(2) 次条第1項第1号ウに掲げる者　特殊寝台、移動用リフト又は住宅改修費

2　住宅改修費に係る住宅の改修は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 対象者が当該住宅に現に居住し、又は居住することが確実であると見込まれること。

(2) 当該住宅が申請者(第5条第1項に規定する申請者をいう。)に係る住宅でない場合は、当該住宅の所有者又は利害関係人の承諾を得たものであること。

(全部改正〔平成24年告示158号〕、一部改正〔令和3年告示139号〕)

(対象者)

第4条　この事業の対象者は、用具等を給付することにより、日常生活を営む上での便宜が向上すると認められる身体障害者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、当該身体障害者等又はその世帯員(当該身体障害者等が18歳以上である場合は、その配偶者に限る。)に当該年度の市町村民税所得割の納税額が46万円以上のものがいる場合は、対象者としない。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 市内に住所を有する在宅の者

イ 施設入所者等(施設に入所又は病院に長期入院している者のうち、市が援護を実施しているものをいう。以下この号において同じ。)

ウ 在宅移行者(施設入所者等のうち、施設を退所し、又は病院を退院し、市内における在宅での生活が可能となる者をいう。以下同じ。)

(2) 難病患者にあっては、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師が認める者であること。

(3) 別表第1の対象用具の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の対象者の欄に掲げる者に該当するものであること。

2　前項本文の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は、対象者としない。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、給付の対象となる用具の貸与若しくは購入費の支給若しくは居宅介護住宅改修費の支給を受けることができる者

(2) 東広島市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱(平成26年東広島市告示第163号)に基づき、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者

(全部改正〔平成24年告示158号〕、一部改正〔平成25年告示127号・27年205号〕)

(給付の申請)

第5条　用具等の給付を受けようとする対象者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具等給付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類(難病患者の場合は、診断書(別記様式第2号)を含む。)を添えて、福祉事務所長に提出するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、住宅改修費の給付を受けようとする申請者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、福祉事務所長に提出するものとする。

(1) 改修工事に要する経費の見積書

(2) 改修工事の図面及び施工箇所の写真

(3) 改修工事に係る住宅の所有者又は利害関係人の承諾書(当該住宅が申請者の所有する住宅でない場合に限る。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉事務所長が必要と認める書類

3　発動発電機の給付に係る第1項の規定による申請は、対象者1人につき1回に限り、することができる。

4　ストマ用装具等の給付に係る第1項の規定による申請は、暦月を単位として、申請日(当該年度の初日の属する月分について、その前日以前に申請をする場合にあっては、当該年度の初日。以下この項において同じ。)の属する月から申請日の属する年度の末日の属する月(既に決定を受けた月を除く。)までの分について、することができる。

5　住宅改修費の給付に係る第1項の規定による申請は、一の住宅につき1回(市長が必要と認めた場合は、対象者1人につき1回)に限り、することができる。

(一部改正〔平成21年告示13号・25年127号・27年205号・令和2年130号・3年139号〕)

(給付の決定)

第6条　福祉事務所長は、前条第1項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、用具等の給付を行う決定又は行わない決定をするものとする。

2　福祉事務所長は、用具等の給付を行うことを決定したときは、申請者に対し、別に定める日常生活用具等給付決定通知書によりその旨を通知するとともに、別に定める日常生活用具等給付券(以下「給付券」という。)を交付するものとする。

3　ストマ用装具等については、暦月を単位として決定するものとし、申請の範囲で複数月にわたる決定をすることができる。この場合において、交付する給付券は、決定月数にかかわらず1枚とする。

4　福祉事務所長は、用具等の給付を行わないことを決定したときは、申請者に対し、別に定める日常生活用具等給付不承認通知書によりその旨を通知するものとする。

5　既に給付を受けている用具等(発動発電機、ストマ用装具等及び住宅改修費を除く。以下この項において同じ。)と同一の用具等の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表第1の耐用年数の欄に掲げる期間を経過していないときは、原則として給付しない。ただし、当該期間を経過する前に修理不能等により用具等の使用が困難であると認められる場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成21年告示13号・24年158号・令和3年139号〕)

(用具等の給付)

第7条　前条第2項又は第3項の規定により用具等の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、当該用具等の製作又は販売を業とする者(住宅改修費の給付にあっては、居宅生活動作補助用具の設置に伴う住宅の改修工事を請け負う者を含む。以下「業者」という。)に給付券を提出して用具等の給付を受けるものとする。

(一部改正〔平成21年告示13号〕)

(用具等の管理)

第8条　給付決定者は、給付を受けた用具等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2　給付決定者が前項の規定に違反した場合は、福祉事務所長は、給付決定者に対し、次条の規定により算出した額を限度として当該用具等の給付に要した費用の全部若しくは一部の支払を請求し、又は当該用具等の返還を命ずることができる。

(一部改正〔平成21年告示13号〕)

(給付の額)

第9条　用具等(ストマ用装具等を除く。)の給付の額は、別表第1の基準額の欄に掲げる額(以下「補助基準額」という。)又は用具等の給付に要する費用の総額(以下「費用の総額」という。)のいずれか少ない額を給付算出額とし、当該給付算出額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、当該給付決定者の属する世帯の別表第2に定める世帯階層区分がA階層に該当する場合は、当該給付算出額に100分の100を乗じて得た額とする。

2　ストマ用装具等の給付の額は、補助基準額に第6条第3項の規定による決定月数を乗じて得た額又は費用の総額のいずれか少ない額を給付算出額とし、当該給付算出額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、当該給付決定者の属する世帯の別表第2に定める世帯階層区分がA階層に該当する場合は、当該給付算出額に100分の100を乗じて得た額とする。

3　前2項の規定により算出した額に、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

4　次の各号に該当する場合の給付の額は、前3項の規定にかかわらず、当該各号の規定により算出した額とする。

(1) 給付決定者が同一月内に別の用具等の給付決定を受けていない場合において、給付算出額から前3項の規定により算出した給付の額を控除した額(以下「定率額」という。)が、給付決定者の属する世帯の別表第2に定める世帯階層区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の定率上限額の欄に定める額(以下「定率上限額」という。)を超えるとき(第3号に該当する場合を除く。)は、給付算出額から定率上限額を控除した額

(2) 給付決定者が同一月内に別の用具等の給付決定を受けている場合において、既に決定を受けた用具等の給付算出額から給付の額を控除した額(既に決定を受けた用具等が複数ある場合は、その合算した額とする。以下「合算対象定率額」という。)に当該決定に係る用具等の定率額を加えた額が、定率上限額を超えるとき(次号に該当する場合を除く。)は、当該決定に係る用具等の給付算出額に合算対象定率額を加えた額から定率上限額を控除した額

(3) 給付決定者の属する世帯に、同一月内に用具等の給付決定を受けている他の者がいる場合において、当該月における他の者の合算対象定率額(他の者が複数いる場合は、その合算した額)に、給付決定者の定率額及び同一月内に別の用具等の給付決定を受けている給付決定者の合算対象定率額を加えた額が、定率上限額を超えるときは、当該決定に係る用具等の給付算出額に給付決定者及び他の者の合算対象定率額を加えた額から定率上限額を控除した額

(一部改正〔平成21年告示13号・22年105号・24年158号・27年205号・令和3年139号〕)

(費用の請求)

第10条　第7条の規定により給付決定者から給付券の提出を受けて用具等の給付をした業者は、提出を受けた給付券その他必要な書類を添え、前条の規定により算出した給付の額を限度として、用具等の給付に要した費用の全部又は一部を福祉事務所長に請求できるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、福祉事務所長が必要と認めた場合は、給付決定者が給付券その他必要な書類に、用具等の給付に要した費用の支払を証する書類を添えて、前条の規定により算出した給付の額を限度として、用具等の給付に要した費用の全部又は一部を福祉事務所長に請求できるものとする。

(一部改正〔平成21年告示13号〕)

(台帳の整備)

第11条　福祉事務所長は、この事業を行うため必要な日常生活用具等給付台帳を整備し、用具等の給付の状況を管理するものとする。

(一部改正〔平成21年告示13号〕)

(委任)

第12条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

(一部改正〔平成21年告示13号〕)

附　則

1　この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2　この告示の施行の際現に改正前の東広島市身体障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)第5条第2項の規定により、用具の給付の決定を受けた者は、改正後の東広島市障害者日常生活用具等給付事業実施要綱第5条第2項の規定により、用具等の給付の決定を受けた者とみなす。

3　この告示の施行の際現に旧要綱第5条第3項の規定により、用具の貸与の決定を受けた者に係る用具の貸与については、なお従前の例による。

附　則(平成21年1月23日告示第13号)

この告示は、平成21年1月26日から施行する。

附　則(平成21年8月6日告示第320号)

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

附　則(平成22年3月31日告示第105号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年3月23日告示第72号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成24年3月30日告示第158号)

1　この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2　この告示による改正後の東広島市障害者日常生活用具等給付事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附　則(平成25年3月29日告示第127号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成26年3月31日告示第136号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附　則(平成27年3月31日告示第205号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成27年12月28日告示第612号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附　則(令和2年3月31日告示第130号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和3年3月31日告示第139号)

1　この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2　この告示による改正後の東広島市障害者日常生活用具等給付事業実施要綱の規定は、令和3年4月1日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。